

～ 酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施 ～

酒税は、明治以降、地租とともに大きな財源となり、一時は地租を抜き国税収入の中で首位となったこともありました。その後、所得税・法人税・消費税などのウエイトが高まり、平成26年度では、酒税が租税収入などの合計に占める割合は2.3%（1兆3,276億円）となっています。しかし、酒税は景気の影響を受けにくく、安定した税収が見込まれることから、現在でも国家財政において重要な役割を果たしています。

酒類は一般の食品と異なり高率の酒税が課されているため、酒税の保全を図る観点から、その確実な徴収と消費者への円滑な転嫁を目的として、酒類の製造及び販売業は免許制度が採用されています。

また、国税庁では、酒類業の所管官庁として、酒類業の健全な発達を図るため、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった酒類業を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者の方々や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を行っています。

さらに近年では、政府一体となって日本産酒類の輸出環境整備にも取り組んでいます。

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への取組

～ 消費者に安全で良質な酒類を提供するために ～

国税庁では、酒類の生産から消費までの全ての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図っています。

具体的には、酒類業者に対する酒類の安全性等に関する技術指導・相談対応や販売されている酒類の安全性、品質及び表示事項等の調査を行っています。調査結果は消費者に対して国税庁ホームページで情報提供しています。

また、福島第一原子力発電所の事故を受け、酒類等の放射性物質に関する調査を実施するなど、放射性物質に対する酒類の安全性確保のための施策を独立行政法人酒類総合研究所と連携して実施しています。

独立行政法人 酒類総合研究所

独立行政法人酒類総合研究所は、国税庁の果たすべき任務である、酒税の適正かつ公平な賦課の実現及び酒類業の健全な発達を遂行するために必要な酒類に関する高度な分析・鑑定及びその理論的裏付けとなる研究・調査、高度な技能と経営の実践が結び付いた人材の育成のための講習、製造者の技術力の維持強化のための全国新酒鑑評会の開催等を行っています。また、近年では、クールジャパン推進等の政府の重要方針を踏まえた施策にも対応するとともに、酒類に関するナショナルセンターとして、国内外の関係機関との連携の強化にも取り組んでいます。



輸出酒類に関する分析

詳しくは、独立行政法人酒類総合研究所ホームページ（<http://www.nrib.go.jp>）をご覧ください。

また、情報誌などの更新情報やイベント情報など最新の情報をメールマガジンで配信しています。登録は、（ssn@m.nrib.go.jp）宛に空メールを送信ください（右のQRコードでも登録いただけます。）。





(2) 酒類業の振興に関する取組

～ 表示ルール の 制定 など ～

国税庁では、「日本ワイン」の国際的な認知の向上や消費者にとって分かりやすい表示などの観点から、平成27年10月30日に「果実酒等の製法品質表示基準」を制定しました。

また、日本産酒類のブランド価値向上などに有効な地理的表示 (Geographical Indication : GI) の活用促進を図る観点から、平成27年10月30日に地理的表示制度の改正を行いました。更に、日本酒全体のブランド価値向上などの観点から、この改正後の制度に基づいて、平成27年12月25日に国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定しました。

～ 日本産酒類の輸出環境整備 ～

日本産酒類の輸出金額は、海外での日本食ブームなどにより近年増加傾向にあり、平成27年には約390億円となって4年連続で過去最高を更新しました。輸出金額が最も多いのは清酒（約140億円）ですが、ウイスキーやビールなども輸出が増加しています。

国税庁では、輸出環境を整備するため、次のような取組を行っています。

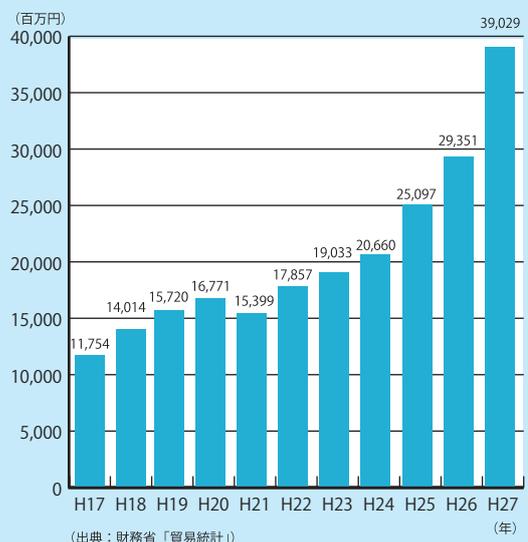
輸出先国の規制・制度が輸出の障壁となっている場合には、経済連携協定 (EPA) 等の政府間交渉や世界貿易機関 (WTO) の枠組みなどを活用しながら、その除去に向けて対応しています。平成28年2月に協定文書への署名に至った環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定では、全ての参加国における酒類の関税の撤廃のほか、米国との間では、酒類の地理的表示を相互に保護する手続を進めることに合意したところです。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故後、輸出先国において導入された特定の都県産の酒類に対する輸入規制に対しては、独立行政法人酒類総合研究所、外務省等と連携して、規制の解除・緩和の働きかけを行っています。その結果、これまでにEU、ブラジル、マレーシア、ロシア、タイ及びエジプトにおいて、酒類に対する規制が解除・緩和されています。

～ 酒類業者に対する情報提供 ～

国税庁では、経営指導の専門家などを招いて各種研修会を開催しているほか、酒類業者による活性化・経営革新の取組事例や、中小企業施策に関する情報の提供等を行っています。また、製造業者や販売業者を対象に各種調査を実施して業界動向を把握・分析し、その結果を国税庁ホームページで提供しています。

● 酒類の輸出金額の推移



国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便のための取組の行政効率化

酒類行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

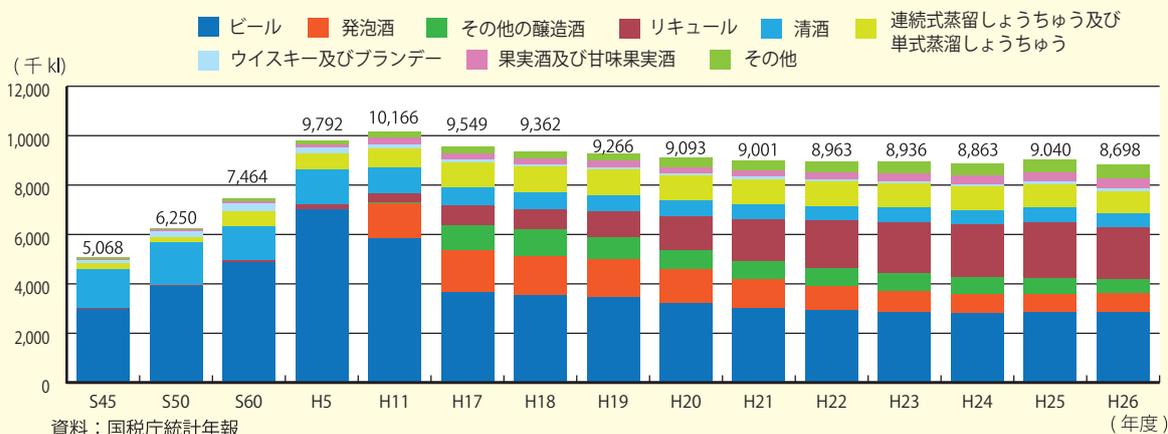
資料編

コラム 11

最近の日本産酒類の動向

我が国の酒類を取巻く環境は、少子高齢化に伴う人口の減少、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化等に伴い変化しており、酒類全体の消費は右肩下がり傾向が続いています。

●課税数量の推移



(注) 課税数量とは、製造場から移出した酒類又は輸入した酒類で、酒税が課された数量です。

《清酒》

清酒の課税数量は、昭和50年をピークに減少傾向にあり、平成26年度ではピーク時の約3割となっています。このような中、清酒の課税数量の内訳に目を向けますと、清酒に占める吟醸酒や純米酒などの特定名称酒の割合が約3割を占めるなど、年々増加しています。

(参考) 特定名称酒について

特定名称	吟醸酒	純米酒	純米吟醸酒	本醸造酒
使用原料	米、米こうじ、醸造アルコール	米、米こうじ	米、米こうじ	米、米こうじ、醸造アルコール
精米歩合	60% 以下	—	60% 以下	70% 以下
こうじ米の使用割合	15% 以上	15% 以上	15% 以上	15% 以上
香味等の要件	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好	吟醸造り、固有の香味、色沢が良好	香味、色沢が良好

《果実酒》

酒類全体の課税数量が減少傾向にある中、ワインを始めとする果実酒の課税数量は近年増加傾向にあります。

特に、国産ぶどうのみから醸造されたいわゆる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場するなど、その評価が高まっています。

《ウイスキー》

いわゆるジャパニーズ・ウイスキーは、国際的なコンテストで毎年入賞するなど、国際的に高い評価を受けており、スコッチなどと並び、世界の5大ウイスキーの一つと言われ、輸出が大幅に拡大しています。

《ビール》

ビールや発泡酒の消費は減少傾向にあります。我が国のビールは、海外のビールコンクールで受賞をするなど、その品質について高い評価を受けており、輸出が拡大しています。

《焼酎》

焼酎については、近年安定した消費が定着しています。また、多様な原料と伝統・文化に根差した地域ブランドの動きが進んでおり、これまで「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」が地理的表示として指定されています。



コラム 12

日本産酒類の振興について

1 輸出促進に向けた取組

国税庁では、酒類業関係団体と定期的に意見交換を行うほか、日本貿易振興機構（JETRO）や関係府省等の協力を得ながら、個々の酒類業者を対象に貿易実務に関する知識等を提供するセミナーを実施するなど、酒類業者による輸出が円滑なものとなるよう支援を行っています。

このほか、海外での日本産酒類に対する認知度を高めるため、海外で開催される国際会議やイベント（ミラノ万博など）に国税庁職員を派遣し、関係団体の協力を得ながら、日本産酒類のPRを行っています。また、酒類業界と協力して在京大使等を対象に酒蔵ツアーを実施し、日本産酒類の魅力の普及・啓発に取り組んでいます。



酒蔵ツアー

2 ブランド価値向上などへの取組

(1) ワインの表示ルール の 制定

市場には、国産ぶどうのみで造られたワインや輸入原料で造ったワインなど様々なものが流通する中、これらを区別するためのワインの表示に関する公的なルールがありませんでした。こうした中で、消費者にとってわかりやすい表示、日本ワインのブランド価値向上という観点から、法令に基づいた「果実酒等の製法品質表示基準」を定めました。これにより、国産ぶどうのみを原料にしたワインを「日本ワイン」、輸入果汁を原料に使用したワインなどを「国内製造ワイン」と定義し、その違いを明確にしました。

今後は、この制度の周知・啓発を通じて、日本ワインのブランド価値向上を図っていきます。

(2) 地理的表示制度の改正

酒類の地理的表示制度は、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた酒類だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度であり、日本産酒類のブランド価値向上や輸出促進を図っていくためにはその活用が有効ですが、これまで地理的表示に指定した地域は6地域に留っていました。

このような背景を踏まえ、制度の更なる活用促進を図るため、対象となる酒類の全品目への拡大、指定を受けるための要件の明確化などの制度改正を行いました。

今後は、この改正後の制度の周知などを通じて、その活用促進を図っていきます。

(3) 地理的表示「日本酒」の指定

国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定したことにより、日本においては、国産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒だけが「日本酒」と表示することができるようになります。

今後は、海外においても、上記要件を満たす清酒のみが「日本酒」と表示できるよう、国際交渉を通じて各国に働きかけていきます。

国税庁について

納税者サービスの充実

適正・公平な課税・徴収

権利救済

納税者利便のための取組の向上と行政効率化

酒税行政の適正な運営

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

(3) 酒類の公正な取引環境の整備への取組

～ 酒類のより公正な取引の確保のために ～

国税庁では、酒類の公正な取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」を定め、その周知・啓発を行っています。

また、指針に則り、酒類の取引状況等実態調査を実施し、指針のルールに則していない取引が認められた場合には改善を指導するほか、独占禁止法に違反すると考えられる事実がある場合には、公正取引委員会に報告するなど、同委員会とも連携し、適切に対処しています。

なお、第190回国会において、酒類について過度な価格競争の防止等を目的として、酒類の「公正な取引の基準」の制定や定期的な酒類販売管理研修の受講の義務化等を内容とした酒税法等の一部改正が行われました。今後は、改正内容を踏まえ適切に対応していきます。

(4) 社会的要請への対応

～ 不適切な飲酒の誘引を防止するために ～

国税庁では、未成年者の飲酒をはじめとする不適切な飲酒を防止するため、酒類容器や酒類の陳列場所における表示、酒類販売場における酒類販売管理者の選任などが徹底されるよう指導しています。

また、平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことに伴い、関係府省庁と協力し、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるための広報啓発活動を実施しています。

～ 酒類容器等の資源の有効利用のために ～

国税庁では、資源の有効利用の確保を図るため、酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業者の取組が促進されるよう、制度の周知・啓発を行っています。